

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯剰余金の処分等に関する規程

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯(以下「法人」という。)の毎年度の決算において生じる剰余金の処分等に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(分配の禁止)

第2条 法人は、剰余金を分配することはできない。

(次年度への繰越)

第3条 剰余金は、その全額を次の年度に繰越すものとする。

(処分)

第4条 前条で繰越した剰余金は、法人の財政基盤を確立するとともに法人の健全な経営に寄与することを目的に次の各号に対し、概ね均等にあてるものとする。

- (1) 基本財産への繰出し
  - (2) 財産管理規程第2条第1号アへの繰出し
  - (3) 職員の賞与
  - (4) 財産管理規程第2条第1号イへの繰出し又は職員の福利厚生に関する事業
- 2 前条の額が40万円に満たない場合は、前項各号のいずれか一つにあてることとし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 基本資産の額が、基本財産管理規程第2条第2項で定める額を超える場合は、第1項第1号の措置をしないことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この基準は、令和6年3月11日から施行する。